平成２２年（フ）第３３０号
岐阜市川部５丁目97番地２
債務者　北村　雅也
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号
岐阜市茶屋新田579番地７
債務者　梅田まり子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
岐阜市下川手170番地
債務者　伊藤　華代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
岐阜県羽島市福寿町本郷228番地ボーグランデール長良Ⅱ102号室
債務者　宮田　元気
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
岐阜市東鶉３丁目70番地２メゾンひかり103号
債務者　増田　明人
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３号
岐阜県山県市高木734番地６
債務者　浅野　謙二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
静岡県菊川市古谷680番地の299
債務者　中山　裕太
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
愛知県豊田市司町２丁目30番地　グリーンピア司105号
債務者　山川喜美雄
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
三重県名張市つつじが丘北８番町94番地
債務者　本田　由美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１１０号
三重県四日市市坂部が丘２丁目１番地117
債務者　小栗　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
三重県四日市市大字塩浜2860番地78
債務者　水谷　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
三重県三重郡菰野町大字田口新田2592番地23
債務者　諸岡　智子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
三重県桑名市西正和台３丁目７番地37
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
三重県四日市市鵜の森１丁目６番７号　ＦＲＥＡ鵜の森703
債務者　梅枝　裕子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
三重県四日市市桜台２丁目５番地572
債務者　三枝　保典
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
滋賀県彦根市開出今町1800番地　開出今団地Ａ棟136号室
債務者　サンモリタこと　森田　金隆
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２８号
滋賀県東近江市中小路町635番地、前住所滋賀県東近江市妙法寺町772番地１
債務者　守川真由美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所彦根支部